

職員採用試験

平成23年度町職員採用試験のお知らせ



第1次試験は、9月18日（日）に実施します

■一般事務職員を採用予定

町では、平成23年度町職員採用試験を、次のとおり実施します。

▼採用職種および採用予定人員

- ①高等学校卒業程度（一般事務）6人程度

【受験資格】

昭和60年4月2日～平成6年4月1日に生まれた者

▼申し込み手続き

- ①持参または郵送で申し込む場合
町発行の採用試験申込用紙に必要事項を記入し、郵送または持参してください。

※郵送の場合は、受験票の返信用として80円切手を張った封筒（宛先郵便番号を明記）を同封し、「甲佐町職員採用試験申込」と朱書した封筒に入れて、必ず簡易書留郵便で送付してください。

※持参の場合は、町総務課窓口にて提出してください。

②インターネットで申し込む場合
試験案内の「インターネット操作方法」に従って申し込みください。

▼願書受付期間

7月25日（月）～8月12日（金）

▼郵送の場合は、8月12日（金）消印有効です。

※試験日時および会場
第1次試験
9月18日（日）午前8時30分集合
県立御船高等学校

※試験結果については、10月中旬に合格者・不合格者ともに通知するほか、町役場に掲示します。

・第2次試験

10月下旬（予定）
※詳細については、第1次試験合格者に通知します。

※受験資格など詳細については、町公式サイトをご覧ください。

町公式サイト
URL <http://www.town.kosa.jp>

お申し込み・お問い合わせ先
町総務課
TEL 096-234-1111
(内線221)

〒192-0202 town.kosa.lg.jp

町総務課

096-234-1111

町総務課

096-234-1111

町総務課

町総務課 TEL 096-234-1111(内線221) FAX klg202@town.kosa.lg.jp

健康

■熱中症の予防に注意を！

今年も気温の上昇とともに、熱中症患者の増加が懸念されています。さらに、今年は、電力供給不足に備えた節電対策が求められており、今まで以上に熱中症の予防に留意する必要があります。

■熱中症になる原因は？

熱中症は、高温、多湿、風が弱いなどの環境で、体内の水分や塩分のバランスが崩れたり、体温の調節がうまくできなくなることにより起こり、重症の場合は死亡することもあります。しかし、予防法や対応法を知っていれば防ぐことができます。

■予防するためのポイント

・屋外では、帽子や日傘を用いたり、

日陰を選んだりして暑さを避けましょう。

・のどが乾く前に、小まめに水分を取るように心掛けましょう。

・運動時は、休憩を30分に1回程度取るようにしましょう。

・夜は、睡眠を十分取りましょう。

・乳幼児や高齢者は、特に注意して予防を心掛けましょう。

■熱中症が疑われるときは

・風通しが良く涼しい場所で休ませましょう。

・吐き気がなければ、スポーツ飲料などで水分を補給しましょう。

・体温が高いときは、濡れタオルを当ててあおぐなどして、体を冷やしましょう。

※このような処置で状態が改善しないときは、医療機関を受診させましょう。

●熱中症に関する情報

・県ホームページ

「熱中症対策について」

URL <http://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/31/netu.html>

・環境省ホームページ

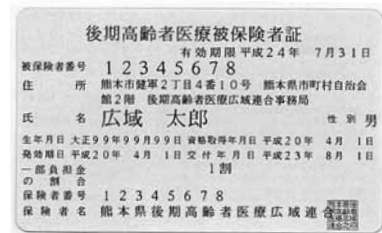
「熱中症予防情報サイト」

URL <http://www.nies.go.jp/health/HeatStroke/>

気温が上昇する季節は熱中症に備えましょう



日差しが強い屋外では、日陰で暑さを避けましょう

後期高齢者医療制度の
被保険者へのお知らせ

8月1日(月)から、被保険者証が新しくなります

■後期高齢者医療の被保険者
証が8月から変わります

現在、後期高齢者医療の被保険者の皆さんがご持ちの後期高齢者被保険者証(オレンジ色)の有効期限は、7月31日(日)です。

8月1日(月)から使用できる新しい被保険者証(水色)を、今月中に簡易書留にて郵送します(簡易書留の受け取りには、受領印が必要になります)。被保険者証が届いたら、氏名などの記載内容に間違いがないか確認してください。

被保険者証は、なくさないよう大切に保管してください。なくしたり、破れたりしたときは、すみやかに届け出て再交付を受けてください。

なお、8月1日(月)以降、現在お持ちの被保険者証は確実に処分し

ていただくか、町住民生活課にお返しください。

■「限度額適用・標準負担額
減額認定証」も変わります

現在の「限度額適用・標準負担額減額認定証」(オレンジ色)の有効期限も、7月31日(日)です。

現在、「認定証」をお持ちで、8月1日(月)以降も引き続き該当する人には、新しい被保険者証(水色)と一緒に「認定証」(水色)を郵送します。

なお、「認定証」は、被保険者の属する世帯の全員が住民税非課税の場合に交付されます。

該当する人で、「認定証」をお持ちでない人は、町住民生活課までお問い合わせください。病院などでの支払いが、下表のとおり限度額までの支払いで済みます。

■平成23年度の保険料額が7
月に決定します

7月に、平成23年度「保険料額決定通知書」を送付します。

後期高齢者医療の保険料額は、医療給付などを行うために必要な経費を基に算定します。

各被保険者の保険料の内訳は、被保険者全員が等しく負担する被保険

現在お持ちの被保険者証の有効期限は、7月31日(日)です。8月1日(月)からは、新しい被保険者証(水色)を使用してください。

■医療費の自己負担限度額(月額あたり)

適用区分	外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)
低所得Ⅱ	8,000円	24,600円
低所得Ⅰ		15,000円

■入院時の食事代の標準負担額(1食あたり)

適用区分	入院日数	金額
低所得Ⅱ	90日までの入院	1食210円
	過去12か月で90日を超える入院(再度申請が必要)	1食160円
低所得Ⅰ		1食100円

者均等割額(47,000円)と、被保険者の所得に応じて負担する所得割額(基礎控除後の所得の額の9・03%)を合計した金額で、年額50万円が上限額になっています。

なお、所得の低い人については、平成22年度に引き続いて保険料が軽減されています。

また、後期高齢者医療保険の資格を得た日の前日に、被用者保険(協会けんぽ・健保組合・共済組合など)加入者に扶養されていた人については、当分の間は均等割額が9割軽減され、所得割額は掛かりません。

■7月から後期高齢者医療の
保険料の徴収が始まります

後期高齢者医療の保険料は、年金からの差し引き、納付書での支払い、口座振替により納めていただくことになります。

年金からの差し引きや納付書での支払いについても、申し込み手続きをすると、口座振替によるお支払いに切り替えることができます。ただし、確実な納付が見込めない人については、口座振替へ変更できない場合があります。